

平成 2 2 年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 2 年度印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | | | |
|---------------------|---------------------------|-------|---------|-------|-------------|
| (1) 用 水 供 給 先 | 成 田 市 | 佐 倉 市 | 四 街 道 市 | 八 街 市 | 印 西 市 |
| | 白 井 市 | 富 里 市 | 酒 々 井 町 | 印 旛 村 | 長 門 川 (企) |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 19,309,000 m ³ | | | | |
| (3) 1 日 平 均 給 水 量 | 52,901 m ³ | | | | |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事 業 収 益		3,585,481 千円
第 1 項 営 業 収 益		3,549,121 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		36,360 千円
	支	出
第 1 款 事 業 費 用		3,317,515 千円
第 1 項 営 業 費 用		3,082,459 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		225,056 千円
第 3 項 予 備 費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 861,978千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,692千円及び過年度分損益勘定留保資金 838,286千円で補てんするものとする。)。

	収	入
第 1 款 資 本 的 収 入		435,213 千円
第 1 項 企 業 債		65,300 千円
第 2 項 国 庫 補 助 金		65,457 千円
第 3 項 出 資 金		293,456 千円
第 4 項 負 担 金		11,000 千円

支 出

第 1 款	資 本 的 支 出	1,297,191 千円
第 1 項	新 設 工 事 費	258,366 千円
第 2 項	建 設 改 良 費	54,224 千円
第 3 項	企 業 債 償 還 金	671,921 千円
第 4 項	年 賦 償 還 金	299,237 千円
第 5 項	国 庫 補 助 金 返 還 金	3,443 千円
第 6 項	予 備 費	10,000 千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道用水供給事業	千円 65,300	証書借入	年 4.5 % 以内	起債の日から措置期間を含め30年以内において元利均等償還または元金均等償還するものとする。ただし、水道用水供給事業会計の都合により、措置期間であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、または低利債に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	187,296 千円
(2) 交 際 費	40 千円

(他会計からの補助金)

第 8 条 資本的支出及び事業費用にあてるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、44,942 千円である。

平成 22 年 2 月 9 日 提出

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 相川 堅治